

令和2年5月29日

緊急事態宣言解除に伴う当組合の対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止による緊急事態宣言が令和2年5月25日に解除されました。

これに伴い、当組合といたしましては、引き続き感染リスクを排除するとともに、感染拡大防止策の徹底を図ったうえで、これまで停止していた業務を段階的に再開いたします。

記

1. 業務時間

平日 9時から17時まで

なお、12時から13時の間は電話での問い合わせを休止いたします。

2. 窓口対応

当面の間、窓口対応はいたしません。届書等は郵送でお送りください。

なお、窓口を持参された届書等はお預かり（受付け）いたします。

3. 保養所「みやぎの」

6月4日（木）から受付けを再開いたします。